

史料A（管領の役割資料）『加能越古文叢』二十一「永享元年日記」（作者は奉行人飯尾貞連）
飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論事

数字①～⑦は通番号を表わす。
上段は原本、下段は筆者

飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論

（一四二九）
（永享元年）五月十四日

- ① 一 飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論、同国
志雄保赤蔵山草木事
就武衛御申、内々達上聞畢、社訴之通、急速可披露
由、自畠山匠作承之、
使者イカウ主計允

（永享元年）十六日

- ② 一 同篇事、於殿中齊加相共匠作承之通、申大館殿
畢、此事内々被伺申之由承之、有機嫌者、近日可伺
申云々

（新及遠坂等）
飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論事

五月十四日

- この相論については、武衛（前披露等）によつて内々に義教の耳
に入つている様子が窺われる（八月二十四日の管領就
任は内定していたと思われる）
●能登守護畠山匠作（能登大寺等）より、被宮の使者イカウ主計允が貞
連の許へやつて来て、「氣多社の訴の通り、急ぎ將軍に
披露する」よう告げる。（畠山匠作満慶は、管領畠山
満家の弟、幕府重臣であり、義教將軍嗣立にも関与し
ている人物である。）

五月十六日カ

- 室町殿御所で斉藤加賀守基貞と共に、畠山満慶から承
つた通り、將軍側近の大館満信にこの訴訟の披露を依
頼した。（斉藤基貞がこの事件の合奉行で、貞連が本
奉行といふことがこゝで窺われる。）

(永享元年) 七月七日

③ 一 畠山匠作ヨリ承、飯尾美作守与能登国気多雜掌

相論

同国赤蔵山草木事、以礼部内内被伺申之処、明日八日、奉行人可申之旨、為上意之旨、イカウノ主計允承之

(永享元年) 同八日

④ 齊加相共申之

一 飯尾美作守与能登国気多社雜掌相論同国志雄保赤蔵山採用事

両方申詞雖違、共以支証不分明、輒難決理非之上者、可為湯起請歎、其子細、先可尋試訴論人之由、被仰出之也

此事について内々、將軍に伺申ことを承知してくれたことがわかる。「時機をみて、近日中に將軍に伺申す」と。

七月七日

● 畠山滿慶(滿則)から承、

この訴訟のことを、礼部(畠山滿慶息、治部大輔持幸)が、内々に將軍に伺った。明日(八日)式日の伺事として、奉行人が披露するようにとの上意があった事を、滿慶使者イカウノ主計允より承。(この時内々に伺申した畠山持幸は、將軍側近で幼名七郎。「普広院殿元服記」には打乱役として、『滿濟准后日記』応永三十四年十月十二日条には畠山七郎として見える人物である。)

七月八日(御前沙汰式日)

本奉行 飯尾貞連

合奉行 齊藤基貞

伺事

● この訴訟は、双方共申詞が違い、証拠文書も不分明、理非決し難し。

湯起請を実施すべきか。その前にまず訴論人に、もつ

(永享元年) 十月廿七日

⑤ (斯波義隆八月廿四日付)
管領内々執御申之

一 飯尾美作守重清申能登国志雄保内赤蔵山草木採用事、先度糺明之次第、可尋申守護之由、同前

(永享元年) 十一月十八日

⑥ 飯尾美作守申能登国志雄保内赤蔵山事、

守護御返事、飯肥相共申之、所詮、然者先落居之程、可被置採用於中之由旨、可伺申之

(永享元年) 十二月二日

⑦ 一 飯尾美作守申能登国志雄保内赤蔵山草木事、先

可被置採用於中之由、可申守護、飯肥相共申之

と詳しく尋問すべきとの仰があった。

十月廿七日

●この件について、管領斯波義淳からの指示があった。先の糺明の次第を、能登守護畠山満慶に尋ねておくようにと。

十一月十八日

●畠山満慶(能登守護)から回答があった。使者は飯尾肥前守為種と私(貞連)、この回答(お返事)を聞いて、管領は次のように貞連に言った。

「所詮、然者、先ず落居ということにもっていつたらどうか。赤蔵山草木の採用は中に置くということ、で將軍に伺申すべし。」と、指示したのである。

この日の記述により、合奉行が飯尾肥前守為種に替ったことがわかる。

●十一月十八日条の管領の指示通り、当事者双方に対し論所の所務に干与することを禁止する命令が下されたことを記している。